

## 西ドイツにおける就学前教育改革の動向

暁学園短期大学非常勤講師 豊田和子

### 研究目的

1970年代前半に集中的に行なわれた西ドイツの就学前教育改革の動向を明らかにする。

### 1. 「就学前教育 Vorshulerziehung」の概念

西ドイツでは、特に1970年以降就学前教育の分野が教育学の強い関心対象として浮上してくる(①)。就学前教育とは何か。H.Mörsbergerによれば、Vorshulerziehungの概念には、次の3つの意味があるという。

1) 学校入学までの家庭内外の教育すべてを意味する。つまり、家庭環境、幼稚園、保育所、学童保育等を総称している場合。

2) 幼稚園における家庭補充的な教育形態をさす。3才から通う狭義の就学前施設としての幼稚園をいう場合。

3) Grundschuleへの移行という今日的課題から学校準備的な促進を意味する。5～6才児の就学能力を導くために、家庭と学校、あるいは幼稚園と学校との間に特別に設けられる促進的な施設をいう。多くの場合、国際的な範囲での通用語であり、特に就学前施設である幼稚園を意味している(②)。従って、本発表で扱おうとする就学前教育の改革の問題は、幼稚園の改革でもある。しかも、この改革は幼稚園の中だけの改革にとどまらず、家庭教育との関連で、そして学校教育との関連で、制度および教育内容の改変に大きな波紋をなげかけたという意味で1)や3)にも及ぶ西ドイツの就学前教育全体の改革でもある。

本発表では、幼稚園の制度的な位置づけと教育内容・目標などをめぐって就学前教育界でどういう議論がなされ、それはどういう方向で解決されようとしているのか、幼稚園はどのような形でその社会的任務を果たそうとしているのかを述べてみたい。

### 2. 改革の概略

すでに、わが国の先行研究(③④)でも紹介されているように、就学前教育の改革の端緒は1960年代後半から始まる教育制度全体の改革と平行して、幼稚園の質的・量的変革の問題として登場する。1970年にドイツ教育審議会の教育委員会は「構造計画

Strukturplan」の中で、幼稚園を基礎領域 Elementarbereichとして学校体系の中に位置づけることを提案した。つまり、教育制度の最も基礎の段階に3～4才児対象の基礎領域を設け、それを初等領域 Primarbereichである Grundschuleへつなげようとした。さらに、同計画は将来的見通しとして、幼稚園は3～4才児を教育の対象とし、5才児は2年間(5,6才)の入学段階 Eingangsstufeに編入し、これを初等領域に位置づけるという提案を行なった。このような措置によって、1)学習-教育過程 Lern- und Erziehungsprozessの接続を最も簡単に確かなものにする、2)あわせて、子供の認知発達に関して機会均等のため適切な解決を図ろうとしたのである(だが実際の難題として、幼稚園そのものの伝統的な児童福祉的な性格の根強さ、学校への5才児受け入れのための人的・物的条件の不備等があり、単純には実現されない)。

それに続いて、連邦諸州教育計画委員会は、1973年9月に教育総合計画を発表する。そこでは、3～4才児の基礎領域設置には同調するが、5才児についてはその帰属を基礎領域か初等領域のいずれにするかの決定を保留し、5才児就学をめぐる問題提起にとどまっている。そして、制度的試行のモデル実験の成果にその決定を委ねた。モデル実験のタイプは次の3つである。 a) 3～4才児を有機的に関連づけて幼稚園にする試行(大抵の場合、3～5才児の混合クラス) b) 5～6才児対象の2年間の Eingangsstufeの試行 c) 5才児のための1年制予備学年 Vorklasseを Grundschuleに設ける試行である。1976年に同委員会は、これらのモデル実験の成果を評価しながら次のようにまとめている。

「5才児の統一的な組織的な帰属を基礎領域にするか初等領域にするかには明白な根拠がない。はっきりしていることは、就学前の施設へ通うことが人格全体の促進にとって意義があるということであり、いずれかの施設へ通うことである。・・・教育的促進は、基礎領域でも初等領域でも同様に可能であるという状況判断に立つ。・・・」(⑤)

その後、各州はそれぞれつぎのような道を選んでいる。

ア) 5才児を初等領域の入学段階に帰属させる州

~~~~Niedersachsen, Hessen, Berlinなど。

イ) 5才児を幼稚園へ帰属させる州

~~~~Baden-Württemberg, Rheinland-Pfalz, Bayern, Nordrhein-Westfalen, Bremen など。

結果的には、5才児を幼稚園に帰属させる立場をとった州が多い。ア)の立場では、学習を学校授業的ではないものに変えようとする方向で移行期の教育内容の改革がてがけられる。イ)の立場では、就労婦人の増加や家庭での子供数の減少等の現状から施設保育に異年令混合クラスという形で家庭的要素を優先させ、それに教育的要素を加味しようとする方向ですすめられる。

### 3・議論のいくつか

5才児帰属をどうするかということで、実際には制度上の問題だけではなく幼稚園教育の本質にかかわるようないくつかの問題が議論された。おもなものを羅列してみよう。

1)幼稚園教育の目的や内容をめぐる論争。

たとえば、幼稚園は子どもの能力や素質を自由に伸ばす自由空間(Freiraum)なのか、それとも学校への準備のための学習の場(Lernort)なのかというような議論。

2)幼稚園は児童福祉施設なのか教育施設なのかの議論。

つまり、伝統的な福祉的性格を踏襲する形で補償教育(Kompensatorische Erziehung)にとどまるのか、それとも全部の子どもの普遍的な促進をめざす社会教育(Soziale Erziehung)なのか。

3)幼稚園は学校制度の一環なのか、それともあくまでも児童福祉施設の一つであるのかの議論。

4)5才児にとって幼稚園は義務就園なのか、それとも自由意志通園なのかの議論。

5)幼稚園は公的な設置経営にすべきか、それとも民間設置経営にゆだねるかというような議論。

実際のところ、西ドイツでは、経営の内訳は約70%が民間(団体や法人)、約26~28%が公立(自治体)で、残りの約2%が私的な個人経営となっている。

以上のような議論がさまざまな角度から論じられたわけであるが、それぞれにおいて二者択一的な結論を出すというより、福祉と教育の相互浸透という形でより広い範囲で就学前教育の新しい状況が生み出されていったといつてよい。

⑥Hemmer/Obereisenbuchner:Die Reform der vorschulischen Erziehung.1979.

### 4・改革の成果

前述のように1970年の Strukturplan の大胆な提唱に端を発した就学前教育改革は70年代後半には若干下火にはなるものの、おおくの点で成果をあげた。主なものを挙げてみる。

1)幼稚園の量的発展

BRD全体の施設数は、1960年に12290、1965年14113、1970年17493、1975年23130園というように70年に入って急増した。また、定員数は1960年に約82万人、1965年に約95万人、1970年に約116万人、1975年に約147万人となっている。

2)幼稚園法 Kindertagesgesetz の制定

以前は幼稚園独自の法律はなかった(児童福祉法に含まれた)のであるが、各州で幼稚園のための法律がつくられ、他の施設(保育所や児童センター等)と区別されてその課題や内容が定められることになった。

3)カリキュラム論へと発展

「開かれたカリキュラム」か「閉じられたカリキュラム」かというロビンゾーンのカリキュラム問題提起は、教育的性格を強めつつある就学前教育の分野にもそのまま持ち込まれ、「学習」と「生活」の結合を実現するカリキュラムの開発を促した。(⑥)

4)幼児の早期教育の流行に歯止めをかける

60年代後半から商業ペースによって広がった早期の読み書き学習は、モデル実験などにより遊びの見なおしや集団生活の見なおしにより問題視され、幼稚園の新しい使命が確認されつつある。

5)教員の質的向上・養成の改革

これまで西ドイツの幼稚園教師の質は専門性という点から余りにも低すぎた。

6)教具・教材の開発

カリキュラム論に方向づけられながら、学校授業的でない「学習」を実現するための具体的な手段としての教具・教材の開発が手がけられる。

(注)

① S.Jürgen: Geschichte der Vorschulerziehung, 1987.

② H.Mörsberger: Zur Konzeption des Kindergartens. In: Der Kindergarten in der Gesellschaft, Bd.1,1987.

③岩崎・天野編「ドイツ」(岡田他監修『世界の幼児教育5』)、日本らいぶらり、1983。

④多田「ドイツの就学前教育」(角尾他編『教育学講座4 就学前教育』)学研、1979。

⑤Bericht über eine Auswertung von Modellversuchen,1976.